

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	障害福祉課
委 託 業 務 名	大津市障害者虐待防止センター業務委託
委 託 業 務 場 所	大津市浜大津四丁目 1－1（明日都浜大津 4 階）
概 要	障害者虐待に関する通報又は届出の受理、障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談・指導及び助言及び障害者虐待に関する広報・啓発及び研修会の開催、虐待の事例に応じた関係機関、民間団体等の連絡調整ほか
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日
契 約 金 額	1 4, 6 2 6, 7 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市浜大津三丁目 2－4 〔名 称〕 特定非営利活動法人あさがお
契約相手方の選 定 理 由	当事業は、国の地域生活支援事業「障害者虐待防止対策支援事業」を活用した事業であって、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 3 2 条に規定する障害者虐待防止センターを運営し、障害者虐待通報を受理し、障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行い、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行う事業であるため、同センターの運営については、権利擁護についての知識を持つ専門的な人材を有し、かつ、関係機関との連携がとれる体制を有することが必要である。 上記法人は、大津市において権利擁護に関する事業を実施し、また、自主事業である障害者への法人後見業務等を通して障害者からの相談実績を多数有するとともに、障害者虐待が起こりうる障害福祉事業所を運営しないことから、施設従事者虐待対応に対して公正な立場を取れる唯一の団体であるため、当該事業の随意契約の相手方として選定する。

(様式第 2 号)

根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
---------	--

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。